

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

○ 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号) (抄) (第一条関係)	1
○ 家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号) (抄) (第二条関係)	2
○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令(平成二十七年政令第四十三号) (抄) (第三条関係)	3

改 正 案	現 行
（申請書） 第十九条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 九（略） （添付書面に代わるもの） 第二十三条 第十八条第一項第二号の第三者の同意又は承諾を要する場合において、その第三者が申請書に当該同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、同号の書面を添付することを要しない。 2（略） （信託の登録の申請の手續） 第五十一条（略） 2（略） （削る。）	（申請書） 第十九条 申請書には、左に掲げる事項を記載し、申請人がこれに署名押印しなければならない。 一 九（略） （添付書面に代わるもの） 第二十三条 第十八条第一項第二号の第三者の同意又は承諾を要する場合において、申請書にその第三者が署名押印したときは、同号の書面を添付することを要しない。 2（略） （信託の登録の申請の手續） 第五十一条（略） 2（略） 3 申請人は、第一項の書面に署名押印しなければならない。

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条 家畜商法（以下「法」という。）第三条第一項の免許の申請は、家畜商免許申請書に、次に掲げる書類を添え、これをその住所地在管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。 一 家畜の取引（法第二条に規定する家畜の取引をいう。以下同じ。）の業務（法第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の住所、氏名及び生年月日並びに申請人の氏名を記載した書面 二〃五 （略）	（免許の申請） 第一条 家畜商法（以下「法」という。）第三条第一項の免許の申請は、家畜商免許申請書に、次に掲げる書類を添え、これをその住所地在管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。 一 家畜の取引（法第二条に規定する家畜の取引をいう。以下同じ。）の業務（法第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の住所、氏名及び生年月日を記載して申請人が記名押印した書面 二〃五 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（機構債券申込証） 第六条 機構債券の募集に応じようとする者は、森林研究・整備機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）に、その引き受けようとする機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならぬ。 2・3 （略）	（機構債券申込証） 第六条 機構債券の募集に応じようとする者は、森林研究・整備機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）に、その引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。 2・3 （略）